

令和 8 年版宮崎県民手帳製作販売業務に係る企画提案競技実施要領

1 目的

令和 8 年版宮崎県民手帳製作販売業務の実施候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

別添 1 「令和 8 年版宮崎県民手帳製作販売業務実施要項」

別添 2 「令和 8 年版宮崎県民手帳製作販売業務に係る仕様書」

3 販売開始日

契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日までの間とする。

4 参加資格要件

次の（１）から（６）までの全てを満たす者であること。

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者

（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

（３）この公告の日から実施候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者

（４）宮崎県の県税に未納がない者

（５）宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者

（６）地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

5 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

6 スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------------|
| （１）公示 | 令和 7 年 4 月 21 日（月） |
| （２）質問等の締切 | 令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時 |
| （３）企画提案書の提出締切 | 令和 7 年 5 月 21 日（水）午後 5 時 |
| （４）審査結果の通知 | 令和 7 年 5 月 28 日（水）予定 |

7 企画提案競技の方法

（１）企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領 2「業務の内容」を参照の上、以下の項目について提案すること。

また、別添 2「令和 8 年版宮崎県民手帳製作販売業務に関する仕様書」の提案欄に○印のある項目は必ず提案すること。

ア 事業内容

- ・ サイズ、頁数、紙質、文字、週間ダイアリーの書式等
- ・ 表紙や帯のデザイン、標準仕様以外の統計や観光等の情報の掲載等

イ 販売計画

- ・ 発行部数
5,000 部以上で提案すること。
- ・ 販売価格(税込)
- ・ 販売方法(販売店舗数、販売地域)
- ・ 1 冊当たりの著作権使用料率(税込)

販売価格(税込)の 1.00%以上 10.00%以下(単位は少数第 2 位までとする。)の割合(消費税及び地方消費税を含む。)を著作権使用料とするため、その使用料率を提案すること。なお、著作権使用料の基礎となる部数は、発行部数であり、売れ残った場合には返金しないので留意すること。

- ・ 販売促進のための方法

ウ 運営体制

- ・ 原案作成、校正、販売促進、出版等のスケジュール
※ 製作に必要なデータは 6 月末日までに提供するものとするが、公表時期が遅く、この時まで提供できないデータがあることから、反映校正可能な最も遅い日も提案すること。
- ・ 業務の実施体制、連絡体制
業務の一部について、第三者へ委託又は請け負わせることを予定している場合には、業務内容、予定先を記載すること。
- ・ 同様の出版物の発行実績

② 提出書類

ア 企画提案書(6 部)

- ・ 別紙 1 により提出すること。

イ 誓約書(1 部)

- ・ 別紙 2 により提出すること。

ウ 会社案内書・概要書等(6 部)

- ・ 任意様式により提出すること。

③ 提出先

下記 10 を参照

④ 提出期限

令和 7 年 5 月 21 日(水) 午後 5 時 必着

⑤ 提出方法

持参又は送付(送付の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(2) 質問等

企画提案競技及び業務仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙 3）を提出すること。

① 提出先

下記 10 を参照

② 提出期限

令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後に担当者へ連絡すること。）

統計調査課代表メールアドレス tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp

④ 問合せの内容及び回答

個別に電子メールで回答する。

※軽微な内容を除き、電話、来課など口頭での質問には回答しない。

(3) 審査

提出された企画提案書について、書類審査を行い、最も優れた提案を選定する。

審査基準は別添 3「令和 8 年版宮崎県民手帳製作販売業務に係る企画提案協議審査基準表」による。

なお、販売部数及び 1 冊当たりの著作権使用料率は、基準要件内（上記 7（1）

①イ）でなければ無効とするので留意すること。

(4) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最低基準点以上で、かつ最も優れた企画を提案した 1 者を実施候補者として選定する。

なお、最低基準点は、300 点（満点 500 点×6 割）とする。

(5) 審査の通知

令和 7 年 5 月 28 日（水）頃に、採択・不採択にかかわらず文書で通知する。

(6) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。

② 提案書を期限までに提出しないとき。

③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。

⑤ ①から④に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

(7) (6) に基づき欠格とする者があるときは当該参加者に通知するものとする。

8 契約の方法

(1) 実施候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、実施候補者と随

意契約を行う。

なお、契約内容は別添 5 の出版権設定契約書（案）のとおりとする。

（2）実施候補者と契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約を行う。

9 その他

（1）企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

（2）実施候補者は著作権使用料を県が定める期日までに支払うこととする。

（3）提出された資料は、返却しない。

10 書類提出及び問合せ先

（1）住所 〒880－8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

（2）担当 宮崎県総合政策部統計調査課企画分析担当 （担当 増満、日高）

（3）連絡先 電話番号 0985－26－7042

メールアドレス tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp